

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年6月7日京都市条例第 7 号）（都
市計画局住宅室住宅管理課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に市営住宅及び付属施設の
管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第 7 号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第37条 市営住宅等の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市営住宅の入居者の募集に係る業務
- (2) 市営住宅等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)